

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年5月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年6月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 稲木地区	善通寺市建設農林部 農林課
”	単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 宝池地区	”